

近世後期高槻藩における「在払」

— 摂津国島下郡粟生村を中心に —

柴崎 謙信*

要 旨

摂津地域における「在払」については、すでに多くの事例の蓄積がある。しかし、上等の酒造米の産地が多く点在する島上・島下郡における「在払」については、制度の実態やその意義を明らかにされているものは少ない。そこで、本稿では、酒造米の産地として名高い高槻藩の島下郡粟生村をとりあげ、高槻藩における「在払」の実態を明らかにするとともに、粟生村における「在払」の特性を検討した。その結果、①米納分の売払だけでなく、銀納分（三步一銀納米）や「御蔵過米」の売払においても「在払」方式が適用されていること、②文化年間には、村が津出しから代銀上納までを取り扱うという「在払」制度の特性を生かし、入札以前においてより高値で売払おうとする動きがあったこと、③文化・文政期における「偽米」の横行による年貢米の売払値段の下落に対応するため、酒造地における直接入札を志向する動きが生じていたことを指摘した。

キーワード

在払 粟生村 高槻藩 銀納為替米 三步一銀納 御蔵過米 偽米（似せ米）

1. はじめに

安政 6 年（1859 年）成立の『兼葭堂雑録』^(註1)には、「摂津嶋下郡粟生・福井の両村に作る所の米は、無双上品にして、伊丹・池田の酒を醸す本米」とあり、島下郡粟生村・福井村から産出される米は粳米として、一種のブランド米となっている。さらには、伊丹の酒造家小西家が天明 7 年（1778 年）に買い入れた酒造米のうち、高槻藩領であった粟生村産出の米（「粟生蔵米」）と高槻藩領産出の米（「高槻蔵米」）が区別されており^(註2)、高槻藩領産出の米のうちでも、粟生村産出の米は特に高い需要があったことがわかる。

摂津地域では、伊丹・池田といった酒造地における酒造米の需要増大を受け、年貢米が酒造地の米問屋や酒造家へ売払われるようになったことが指摘されている^(註3)。上等な酒米を産出する粟生村は、その影響を多分に受けていることが想定できる。

粟生村を含む高槻藩領内における「在払」については、石川道子氏が近世後期に粟生村の庄屋を務めた池上家に伝来した「池上家文書」の分析から、高槻藩の「在払」

米の伊丹へのルートを明らかにされ^(註4)、西本幸嗣氏も高槻藩領津之江村の「中村家文書」の分析から、高槻藩の「在払」米の輸送ルートを復元された^(註5)。

しかしながら、高槻藩における「在払」制度の実態や「在払」に対する粟生村の意識については、検討の余地があると思われる。また、粟生米が酒米として、高い需要を有していた点も、他郷とは異なる特徴として注目されよう。そこで小稿では、粟生村の庄屋を務めた池上家に伝来した「池上家文書」^(註6)を検討対象とし、高槻藩における「在払」の実態を明らかにするとともに、「在払」についての先行研究によりながら^(註7)、他地域の「在払」との比較から粟生村における「在払」の特性についても考察することにした。

2. 高槻藩における「在払」制度の概要

(1) 粟生村の貢納形態

高槻藩における「在払」の実態を見ていく前に、粟生村の貢租形態について確認しておきたい。

粟生村は、島下郡の西端に位置する山地の村である。

* 茨木市立文化財資料館

元和初年には、猪子内匠知行地であったが、「摂津国高帳」によれば、村高は1,500石のうち、高槻藩領1,200石、幕府領300石となっている。永井氏が藩主となった慶安2年（1649年）から全村が高槻藩領となり、幕末まで同藩領として続く。同藩領は六組（高槻組・上郷組・冠組・鳥飼組・五箇庄組）に分かれており、粟生村は、五箇庄組に属する。村内は、享保6年（1721年）には小村四ヶ村としてみえ、文政10年（1827年）には、山之口・中村・岩坂・外院・川合・新家の六株に分かれている^(註8)。

高槻藩の貢租の基本的な形態は、皆米納、三分一銀納、皆銀納に大別できる。粟生村を含めた五ヶ庄組の貢納形態は、三分一銀納（七歩米納）である^(註9)。【表1】によれば、近世後期には、米納分（七歩）のうち、一部を除いて、ほとんどが払米となっている。すなわち、近世後期の粟生村においては、「在払」による年貢米の貢納が一般的なものとなっていたようである。米納分は、毎年、各株に設けられた「御納所」に集積され、「在払」によって売払われ、その代銀を上納する形式であった。一方、後述するように、銀納分（三歩一銀納）も、高槻藩が設定した値段に基づいて、年貢米を売払う形で換銀され、上納する形式であった。

（2）高槻藩における「在払」の概要

それでは、高槻藩における「在払」は、いつ頃から行われていたのだろうか。高槻藩における「在払」は、すでに享保年間から行われていたとされる^(註10)。『池上家文書』には、当該期における「在払」の史料は確認できないが、享保17年（1732年）には、粟生村が五ヶ庄組の村々に対し、五ヶ庄組の津出し道にある石橋の掛け直しへの助力を求めていることから^(註11)、すでに「在払」に伴うと思われる津出しが行われていたと推測される。したがって、高槻藩における「在払」は享保期にはすでに実施されており、明治初年まで続けられていたと考えられる^(註12)。

次に高槻藩の「在払」の概要を確認しよう。高槻藩の「在払」は入札によって行われる。池田の酒造家であった稲東家（麴屋）の歴代当主が書き継いだ『稲東家日記^(註13)』文化13年（1830年）「附録」には、

九月廿日頃ら晦日迄之間ニ米拾匁余引上候、九月七日高槻壺番札粟生七拾五匁三分、同式番札九月廿八日粟生八拾九匁八分一り鹿利、十月廿一日同三番札九拾貳匁四分九り大太、此

【表1】 粟生村における在払の状況（単位：石）

	取米	米納	払米	三分一銀納
文化1	1153	807.45357	740	346.51.5
文化14		803.424	798.866	
文政5	1912.456	777.1164	732.2	
文政6	744.822	529.092	524.2	
弘化4	1117.6641	785.751	783.2	331.914
安政2	1046.47	756.983	739.961	313.922
安政6	1073.188	766.557	761.8	321.9564
文久1	1082.47	762.8574	752.2	324.741
文久3	1072.0764	964.898	955.1329	1072.0764
慶応1	1048.5097	943.8177	920.7	104.692
慶応3	1116.8177	1006.0067	977.2	110.811

注：表中の数値は、以下の史料に拠った。

文化1年：『御年貢物成帳』（『池』2-180）

文化14年：『御納所石数手扣帳』（『池』2-456）

文政5年：『御年貢物成帳』（『池』2-181）

文政6年：『御年貢物成帳』（『池』2-182）

弘化4年：『御年貢銀諸色上納帳』（『池』2-1436）

安政2年：『御年貢銀請取帳』（『池』2-1441）

安政6年：『御納所依附・御出し紙写・津出し覚』（『池』2-540）

文久1年：『御年貢銀請取上納覚帳』（『池』2-1447）

文久3年：『御年貢銀請取上納帳』（『池』2-1449）

米不残引上ニ成、十一月六日四番札粟生八拾貳匁七分八厘鹿利（後略）

とあり、高槻藩の入札は、一番札（初札）が9月初旬、二番札が9月下旬に行われたことが判明する。これは、大坂へ運ばれる北国米や中国米より早く高い値段で販売しようとする意図があったとされる^(註14)。また、三番札は10月下旬、四番札は11月上旬に行われていたことが確認できる^(註15)。また、落札値段の覚書には、粟生と五ヶ庄の値段がそれぞれ記されていることから、粟生米は、他の五ヶ庄組の村とは、別に入札されていたようである^(註16)。

次に、「在払」の手順を概観する。毎年、入札が近づくと、高槻藩の金方より領内の村々の村役人や村方の米仲買に対して、入札日時が通知される^(註17)。入札が開催される場所は、『稲東家日記』文化14年（1831年）12月6日条には、「新兵衛高槻へ御米用ニ付参る、高槻御蔵米之儀ハ石七升宛入在之候得共、御屋敷表ニ而ハ石六升ニて御払在之」とあり、高槻の「御屋敷」で売払われていること、庄屋池上政五郎の代理として五兵衛が内米を売却するために高槻に向いていることから^(註18)、高槻藩の役所で行われていたと考えられる。また、落札先の決定は、庄屋の独断では行うことができず、村役人の承認が必要であったようである。庄屋政五郎の代理で高槻における入札に出席した五兵衛は、売払の「御免」が出されたので、村役人等に対して、売払を進めてよいか確認をとっている^(註19)。

落札先が決定すると、高槻藩の役人より津出しを命じ

る「御出紙」が発給される^(註20)。それを受けて、「在払」を取り仕切る「納所」^(註21)となった村役人の主導により、各株に「御納所」が設けられ、各株の百姓より年貢米が集積される。そして、各株の蔵米の勘定が行われ^(註22)、買請量に応じて、各蔵から津出し米が振り分けられる。基本的には一つの株の蔵から出米するようであるが、複数の株の蔵から出米する場合もあった^(註23)。買請先より代金を納入された後、入札分の津出しが行われたようである。入札分が買請先にすべて到着すると、問屋または米仲買より出切手形が発行される^(註24)。伊丹・灘の酒造家や米仲買が渡し先の場合は、瀬川・三島江・唐崎などにある問屋から発行されている。池田の酒造家が渡し先の場合は、麴屋や北脇屋といった米仲買から発行されている。そして、買請人が米を受け取れば、「在払」が完了したことになる。

粟生米の落札値段は、『稲塚家日記』に見える高槻藩の一番札の記載によれば、石あたり90匁から130匁をつけている。(【表2】参照) 現在確認できる入札に限っても、そのほとんどにおいて、高槻藩内のうちで最高値をつけている。また、大坂相場の平均値段よりも1.5～2倍の値段をつけており、粟生米が上質な酒米として広く認知されていたことを窺うことができる^(註25)。

「在払」米の受け渡しによって、落札した酒造家から支払われた代銀は、掛代が掛られた金額により上納されていた。

〔史料1〕年未詳10月1日〔書状〕(払米につき)
 (『池』5-2603)

以村継申入候、然者先日御頼有之候粟生・福井廿石池田大和や金四郎尤則昨日御札之内ニ而売渡、尤今日米出し御代官へ被願置候間、一兩日中二者追々出米可有之候、左様承知可有之候、尤直段八拾三匁六分かへニ望之方右廿石代銀、其元よ

【表2】 粟生米の入札 (単位：匁)

	一番札	二番札	大坂相場(平均)
文化14年		80.8.9 (10/5)	61.6
天保6年	131.8 (9/24)		75.1
天保8年	115		168.6
天保10年	101.8 (9/28)		71.9
天保12年	136.5 (9/25)		71.9
天保14年	88 (閏9/19)	106.5 (10/8)	74
天保15年	112.3 (9/28)		78.2
弘化2年	136 (10/9)		86.9
安政2年		97 (11/7)	81.1

注1：『稲塚家日記』より作成。()は入札日時。
 注2：『大坂相場(平均)』は、須々木庄平『堂島市場史』(日本評論社、1940年)によった。

り御掛ヶ可有之様致度候、(中略)

十月一日

代銀者手形ニ而も銀子ニ而も望之方ニ而此□金所へ可持参可有之候、

池田の大和屋金四郎が落札した20石の代銀は掛代を掛けた金額により徴収されている。この額を手形もしくは銀子のどちらかで藩の金所(金方)へ納めるようになっていたようである。

(3) 「在払」米の流通状況

次に、津出しのルートを変元する。すでに『新修茨木市史』や石川道子氏によって、伊丹・池田への津出しルートが復元されている。ここでは、それらによりつつ、さらに具体的に復元することにしたい。粟生村の年貢米の売渡先は、①伊丹方面②池田方面③灘方面の3つに大別することができる。まず、①伊丹方面に輸送される場合、紙屋・伝法屋といった伊丹の酒造家や鹿嶋屋利兵衛といった伊丹の米仲買が買取り、三島江・唐崎・別府浜などに津出しされた後、多くは船路で下河原の問屋に渡され、伊丹の酒造家や米仲買の元へ運ばれたと考えられる。②池田に輸送される場合は、麴屋(甲子屋)や米仲買の北脇屋などが買取り、粟生村からは陸路により運搬され、池田の酒造家へ渡されたと考えられる。③灘方面に輸送される場合、灘の商人や灘近郊の在郷商人が買取り、瀬川・別府浜などに津出しされた後、尼崎などで荷揚げされ、灘の酒造家に渡されることが多かった。この他、上記の3ルートほどではないが、伏見や富田など他の酒造地へ運ばれるものもある^(註26)。

次に、買請者(落札者)、渡し先の内訳をみていく。(【表3-1～3】参照)。高槻藩の「在払」米は、主に伊丹・池田・灘などの酒造家が落札したことがすでに明らかにされている^(註27)。しかしながら、「御米津顔付帳」などの買請者(落札者)、渡し先の内訳を窺うことのできる史料を通時的に分析することにより、落札先の内訳に変遷が見出すことができる。すなわち、天保期を境として、「在払」米の落札先には大きな変化を認めることができるのである。文化・文政期の落札先は、伊丹・池田の酒造家・米仲買によって占められていた。しかし、天保期になると、池田の酒造家・米仲買がほとんど見られなくなり、代わって灘の酒造家・米仲買が落札先として現われてくるのである。これは、近世後期以降、顕著となる

【表3-1】 粟生村における在払状況(文政3年)

No.	石数	買請者		渡し先	
1	60	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
2	60	伊丹	大鹿屋市右衛門	伊丹	大鹿屋市右衛門
3	30	伊丹	紙屋忠兵衛	伊丹	紙屋忠兵衛
4	10	池田	榎坂屋弥三郎	池田	山城屋治郎兵衛
5	10	池田	榎坂屋弥三郎	池田	大和屋金四郎
6	30			伊丹	木綿屋喜左衛門
7	30	伊丹	紙屋忠兵衛	伊丹	紙屋忠兵衛
8	60	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
9	80	沢良宜村	高嶋	伊丹	かせ屋七兵衛
10	100	伊丹	大鹿屋市右衛門	伊丹	大鹿屋市右衛門
11	40	伊丹	伝法屋忠兵衛	伊丹	伝法屋忠兵衛
12	20			池田	甲子屋小一郎
13	20	伊丹	紙屋忠兵衛	伊丹	紙屋忠兵衛
14	30	伊丹	紙屋忠兵衛	伊丹	紙屋忠兵衛
15	80			伊丹	大鹿屋市右衛門
16	76			伊丹	鹿嶋屋利兵衛
17	12			伊丹	紙屋忠兵衛
18	30			池田	大和屋庄左衛門

注1:本表は、文政3年「御米渡方勘定帳」(「池」2-473)をもとに作成した。
 注2:「津出し先」については、記載がなかった。また、「買請者」についても、記載のない場合は、空白とした。
 注3:酒造家として確認できるものは太字で記載した。

池田における酒造業の停滞と灘における酒造業の台頭を反映したものと考えられる(註28)。

このように、落札先が伊丹・池田・灘の特定の酒造家や米仲買に固定されることにより、特定の売払いルートが形成されるようになる。例えば、池田の米問屋北脇屋藤兵衛や榎坂屋弥三郎は池田の酒造家へ渡る米の多くを買取っており、粟生米の池田における売却ルートを抑えていたようである。池田の酒造家・米問屋と粟生村との関係については、粟生村岩坂にある栄久寺の頼母子講に池田の酒造家大和屋清兵衛・大和屋大介や米問屋北脇屋藤兵衛が参加しており(註29)、頼母子講を媒介として、村役人、仲買人、酒造家が関係を構築している点は注目される。

買請先と渡し先についても変化がみられる。文化・文政期までは、買請先と渡し先が一致することが多いが、天保期以降には、両者が異なる場合が多くなっている。

【表3-2】 粟生村における在払状況(天保14年)

No.	石数	買請者		津出し先		渡し先	
1	18	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川	問屋新兵衛(着)	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
2	18	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	別府	問屋佐兵衛	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
3	12	大石村	板屋茂左衛門	別府	問屋佐兵衛	灘大石	丸屋安兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
4	12	大石村	板屋茂左衛門	別府	問屋佐兵衛(出)	灘大石	丸屋新兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
5	12	大石村	板屋茂左衛門	別府	問屋佐兵衛(出)	兵庫	京屋善右衛門
				尼崎	天野屋平吉(着)		
6	28		京屋権右衛門	別府	問屋佐兵衛(出)	灘大石	丸屋新兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
7	20		京屋権右衛門	別府	問屋治兵衛(出)	青木村	寺田市郎右衛門
				尼崎	天野屋平吉(着)		
8	140		米屋八左衛門	別府	問屋治兵衛(出)	御影村	嘉納治郎右衛門
				尼崎	天野屋平吉(着)		
9	60	灘	米屋喜兵衛	別府	問屋治兵衛(出)	新在家	米屋庄兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
10	60	灘	米屋喜兵衛	別府	問屋治兵衛(出)	御田村	米屋喜兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
11	48	大石村	板屋茂左衛門	別府	問屋治兵衛(出)	灘大石	丸屋安兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
12	24	大石村	板屋茂左衛門	別府	問屋治兵衛(出)	灘大石	丸屋新兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		
13	30	大石村	板屋茂左衛門	尼崎	問屋治兵衛(出)	兵庫	京屋善右衛門
				別府	天野屋平吉(着)		
14	30	鮎川村	清兵衛	別府	問屋治兵衛(出)	尼崎	倉橋屋七兵衛
				尼崎	倉橋屋七兵衛(着)		
15	30	鮎川村	清兵衛	別府	問屋治兵衛(出)	今津	小豆嶋屋松三郎
				尼崎	倉橋屋七兵衛(着)		
16	48		米屋八左衛門	別府	問屋治兵衛(出)	灘大石	魚屋善兵衛
				尼崎	倉橋屋七兵衛(着)		
17	32	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川	問屋新兵衛(着)	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
18	70	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川	問屋新兵衛(着)	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
19	42		京屋権右衛門	瀬川	問屋新兵衛(着)	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
20	20		京屋権右衛門	別府	過書佐兵衛(出)	灘大石	丸屋安兵衛
				尼崎	天野屋平吉(着)		

注1:天保14年「御米御出紙并渡方留帳」(「池」2-488)をもとに作成した。
 注2:酒造家として確認できるものは太字で記載した。

これは、仲買商人が「在払」に参入してきていることを示していよう。特に、灘方面に売払われる場合、大石村の板屋茂左衛門や灘の米屋喜兵衛などの仲買によって、買請けられ、灘の酒造家に渡される例が多い。また、近隣の在郷商人が「在払」へと参加するようになっている点も注目されよう。粟生村の年寄茂兵衛、西面東村の茂兵衛、鮎川村の清兵衛のような在郷商人も粟生米の買取を行っているのである（この点については第4章で詳しく述べる。）^(註30)。

3. 有利な条件での「在払」方法の模索

本章以降では、「在払」制度について、粟生村から高槻藩に出された請願を検討することにより、「在払」制度の展開を追うとともに、「在払」制度に対する粟生村の意識を描出することにした。

まず、「在払」方法に対する粟生村の意識を検討する。ここでは、文化10年（1813年）に粟生村から出された請願をもとに検討することにした。

〔史料2〕文化10年（1813年）9月「乍恐書付以奉願上候」

〔『池』5-76）

乍恐書付以奉願上候

一、御領分一統内米売払之義御米御売払式番札以後迄売払不申様ニ中興方被仰付奉畏相守り居候処、近年右式番札以後内米売払之御免段々遅く相成、既二昨年杯ハ式番札御米

拵候上御免被為 成候儀、大ニ延引ニ御座候而、酒屋本米ニはつれ御他領隣郷・隣村之内米ハ高直ニ売上申、当村ハ殊之外直段下直ニ相成、依之中買之商人中売口捌兼、無扱少し宛持米ニ相成候、乍恐難義迷惑仕候、当村之義ハ米格外宜敷御座候而、高直之場所ニ而御座候処、右之通ニ而者下場同様ニ相成、嘆敷奉存候、勿論御上米大切ニ米拵仕候儀ハ情々被 仰付奉畏、急度相心得居申候得共、中々以御差支ニ相成不申候様ニ出情仕候、尤津出し済尚以為心得出情仕御差支ニ相成不申候様ニ可仕之間、何卒当年方内米売払之儀先年之通勝手次第売払候様御免被為仰付被下候ハハ、誠ニ以百性(姓)相続仕、急度村為ニ相成可申候様ニ奉存候、乍併御上様廻状之御下知相背之義ニ而無御座候間、右之段被為聞召 乍恐御憐愍之程御願奉申上候、御聞届ケ被為 成下候、广大御慈悲難有奉存候以上

粟生村

惣代

同村

年寄

文化十年

酉ノ九月

御奉行様

この請願によれば、粟生村に対して、文化10年(1813年)段階において、二番札以前での売払を認めず、二番札以降に「御免」が出された段階から売払を行うように定め

【表3-3】 粟生村における在払状況(弘化2年)

No.	石数	買請者		津出し先		渡し先	
1	70	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川	問屋新兵衛	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
2	18	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	尼崎	倉橋屋伊右衛門	伊丹	鹿嶋屋利兵衛
3	20	灘	松屋勘右衛門	尼崎	天野屋平吉	灘	松屋吉左衛門
4	70	伊丹	樽屋吉右衛門	瀬川	問屋新兵衛	伊丹	樽屋吉右衛門
5	18		米屋八左衛門			灘大石	丸屋新兵衛
6	30		米屋八左衛門	別府	過書佐兵衛	灘新在家	小西藤助
7	30		米屋八左衛門			灘大石	松屋吉左衛門
8	35	粟生村	茂兵衛	尼崎	天野屋平吉	灘大石	松屋吉左衛門
9	18		米屋八左衛門			灘大石	丸屋新兵衛
10	30		米屋八左衛門			灘大石	丸屋安兵衛
11	24		米屋八左衛門			灘大石	魚屋善兵衛
12	34		大和田屋長治郎	尼崎	天野屋平吉	伊丹	伝法屋和助
13	56		大和田屋長治郎	瀬川		伊丹	伝法屋和助
14	42.4	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川		伊丹	鹿嶋屋利兵衛
15	32		米屋八左衛門	別府	過書佐兵衛	灘大石	丸屋安兵衛
16	24		米屋八左衛門	別府	過書佐兵衛	灘大石	魚屋善兵衛
17	24	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川		伊丹	鹿嶋屋利兵衛
18	18	伊丹	伝法屋和助	瀬川		伊丹	伝法屋和助
19	16.8		米屋八左衛門	別府		灘新在家	小西藤助
20	20	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川		伊丹	鹿嶋屋利兵衛
21	1	伊丹	鹿嶋屋利兵衛	瀬川		伊丹	鹿嶋屋利兵衛

注1：本表は弘化2年「御米津出差引勘定帳」(『池』2-506)をもとに作成した。

注2：「津出し先」については、記載のない場合は、空白とした。

注3：酒造家として確認できるものは太字で記載した。

られていた。しかし、粟生村にとっては、本来、内米（粟生米）は高値が付くはずであるにもかかわらず、「御免」が出される時期が遅くなっているため、酒造家が「本米」を買い入れるための入札の時期を逃し、隣郷が高値で売り上げる一方で、粟生村が入札する段階には、下値となってしまう。そのため仲買商人へ売払うことができず難儀していると訴え出ているのである。

この状況を打開するため、粟生村は、内米の売払については、津出しに差し支えないことを約束した上で、先年のように勝手次第に売却することを願っている。

なぜ、二番札までの売払が認められなくなったのであろうか。ここでは、津出しにおける不都合（「御差支」）が焦点となっていると考えられる。この点については、次にあげる文化8年（1811年）10月の高槻藩の御触が注目される。

〔史料3〕（文化8年）「大坂・高槻御触書他留帳」

〔『池』4-24〕

以廻状得御意、然ハ内米之義御伺申上候処、式番札御米津しも相済不申、内米売払米出シ候故、御米津出シ差支ニ相成候而ハ相済不申、売払之儀ハ其心得を以取計可仕様との御事ニ御座候、右之心得ニ而津出シ御指支ニ相成不申様精々御取計可被成候、（中略）

十月十六日

福井村 治左衛門

越智藤太郎

文化8年（1811年）には、粟生村は、二番札で落札された米の津出しを完了せず、内米を売払米としたために、津出しに差し支えが生じていたことが判明する。すなわち、粟生村が適切に津出しを行わず、内米を売却していたことが津出し遅滞の原因となったと考えられる。次にあげるように、当該期には渡し先への津出しが滞りがちであったようである。文化6年（1809年）10月18日の高槻藩の御触（文化6年（1809年）「大坂・高槻御触状留帳」〔『池』4-23〕）には、「以廻状申達候、然ハ御米壺番札式番札共未タ先方へ着無之趣、夜前三番札罷出相願申候、殊之外遅滞ニ而指支候間、急々渡候様村々取計出情可申候以上」とあり、文化6年（1809年）の入札においては、一番札・二番札ともに落札先への津出しが完了しておらず、三番札の入札に差支えるため、五ヶ庄組の庄屋に対し、急ぎ津出しをするように命じている。また、津出しが遅

滞していることは、渡し先から津出しするように催促がなされていることから裏付けることができる（註31）。

それでは、なぜこのように津出しが遅延しているのであろうか。これには、高値のうちに売払おうとする動きが関わっていると考えられる。落札先の決定は、藩の管轄下でなされた一方で、「内米売払之儀先年之通勝手次第売払候」とあるように、売払米の津出しの配分や売払のタイミングについては、村側に裁量が認められていたと考えられる。本来であれば、入札の段階ごとに津出しを実行すべきである。しかし、売払値段は、基本的に、一番札、二番札、三番札と入札が進んでいくにつれて低下していくものであるから、村側は、高値が付く早い段階で売却しようと試みたのではないだろうか。推測に推測を重ねることになるが、年貢米については、期限内に代銀を納入すれば問題はなかったものであり、売払方法については、村の裁量によるところが大きかったのである。すなわち、入札以前の売払は、村において津出しから代銀上納までを一括して行うという「在払」の特性を利用したものと考えられる。〔史料2〕のように、高値が付く段階で先んじて二番札以前に売却してしまったため、二番札以降の津出しにおいて、内米が準備できていない状況が問題視されたことにより、二番札以前の売払を禁じるという措置が取られたと考えられる。津出し米の渡し先とみられる伊丹の酒造家紙屋八左衛門（「紙八」）へ不足する旨を伝える書状（案文カ）が残されており（註32）、津出しすべき内米が不足していたことを裏付ける。

それでは、津出し以前の米の売払が可能となった背景は、何であったのであろうか。この点について明確な史料をあげることはできないが、他郷からの米の送付や購入が注目されよう。例えば、佐保村の津出し米の一部が粟生村へと移されている。文政6年（1823年）10月には、7石4斗が「粟生村渡」として、岩坂、中村の蔵に出されている（註33）。ここから不足分を他村からの送付・購入によって補っていた可能性が想定できよう。

以上から、「在払」制度が定着していた文化年間の粟生村では、内米を高値で売払うため、入札以前において売払が行われており、これは、津出しから代銀上納までを村が一括して担うという「在払」制度の特性を生かして、早い段階で内米の売却を行おうとする意識が芽生えていることを読み取ることができる。

4. 三步一銀納米の売払値段低下への対策

以上、検討してきたように、粟生村の貢租のうち、米納分（七歩）は、「在払」によって売払われていた。銀納分（三步）についてはどうであろうか。

具体的な分析に先立ち、まず、高槻藩における三步一銀の納入の手続きについて確認しておきたい。12月初旬に郡奉行より、三步切手一口あたりの値段が通知される^(註34)。「御年貢銀請取帳」によれば、各自で換銀（両替）して上納する場合と振り手形によって上納の場合があったことがわかる。前者の場合は、各株でそれぞれ換銀（両替）され、庄屋の元へ送られている^(註35)。後者の場合、文久元年（1861年）12月「御年貢銀請取并上納覚帳」（『池』2-1447）には、「岩坂株、〔傍書〕「十二月十三日」一、貳貫五百目〈手形壺通入伊丹丸茂出〉」とあり、岩坂株からの米の売却を受けて、伊丹の酒造家丸屋茂兵衛から2貫500目分の振り手形が発行されている。この振り手形を高槻藩金方へ差し出すことにより、上納が完了したと考えられる^(註36)。

それでは、「三步一銀納米」の相場はどのようにして定められていたのだろうか。摂津国の幕領における公定の「三步一銀」の相場と高槻藩の「三步一銀納米」の相場は異なっていることから（【表4】参照）、高槻藩の「三步一銀納米」の相場は独自に定められていたと考えられる。そこで、文政3年（1820年）に出された売払値段の安定を求める請願を手掛かりとして、高槻藩の「三步一銀納米」相場の実態をみていく。

〔史料4〕文政3年（1820年）11月3日「乍恐再奉願上候」
（『池』5-84）

乍恐再奉願上候

一、当村内米売附之義此比奉願上候通何卒御聞濟被為成下候て小前百姓為成候義難有仕合ニ奉存候、前々方五ヶ庄ニ而銀納為替米直段与唱江候而銘々売払仕来ニ御座候処、此義者御上御入札壺式三御払直段ニ平均直段与何分下りと取極御座候、然ル処米仲買共銘々買取ふみたおし定相不立候、（中略）乍併仲買共乍内米粟米格外ニ売付候趣、近郷御地飯米当村方内米与唱へ候而似寄米ヲ似セ米仕過分ニ名目ヲ付候由、依之買請酒造家ニ茂其心得失テ下直ニ買取、仮令正村方内米ニ而茂通用内米以直段ヲ買取候故、仲買共茂矢張似セ米不仕候而者、徳薄故仕来候趣ニ御座候、詰ル処ハ村方迷惑出来ニ御座候、依之以後村方内米石数不極メ於伊丹ニ入札仕候得ば、御上御入札米并ニ村方内

【表4】 高槻藩三步一銀・過米の値段（単位：匁）

年次	高槻藩三步一銀	過米	摂津国三步一銀
文化7	66		62.928
天保15	99	90	94.687
弘化4	99		88.19
安政2		81	87.733
安政3	93.5		85.358
安政4	118.5	116.5	101.5
安政6	140.5	129.5	132.72
文久3	220	207.5	204.945
慶応1	474.5	432.5	478.536
慶応3	719.5	705	

注1：高槻藩三步一銀・過米の値段は以下の史料によった。

文化7：「御年貢物成帳」（『池』2-177）

天保15：「御年貢物成帳」（『池』2-187）

弘化4：「御歳年貢物成帳」（『池』2-191）

安政2：「御年貢株々物成写帳」（『池』2-200）

安政4：「御年貢銀請取上納覚帳」（『池』2-1444）

安政6：「御年貢銀請取上納覚帳」（『池』2-1446）

文久3：「御年貢御物成帳」（『池』2-205）

慶応1：「御年貢物成帳」（『池』2-206）

慶応3：「御年貢物成帳」（『池』2-207）

注2：摂津国三分一銀値段は、鷺洲町史編纂委員会『鷺洲町役場、1925年』によった。

米石数相離し、似セ米出米難出来、左候得ば内米石数過分之減石ニ相成候得ば、直段引立候様ニ相成候得ば、猶更 御上御直直引揚可申義御座候、尤伊丹仲買達して内米入札不仕候義、株之障ニ相成候、依之近郷ニ茂一兩年以前方御地頭訴之御断申之、三步銀上納、四歩銀納米与名付ヶ売払御座候、少シ茂御上御払之御差支ニ相成候義二者無御座ニ付〔傍書：有間敷与奉存候〕、何卒御憐愍以テ御聞濟被為成申候て、百姓共為成候義ニ御座候、自然□御差支及相成下候て相止可申候間、三步銀御上納手当米与して於伊丹ニ入札候間由被為成下候て御慈悲程難有奉存候以上

文政三年

右村庄屋

辰十一日三日

池上政五郎

御奉行様

五ヶ庄組では、以前から「銀納為替米直段」と称して、年貢銀上納のため、内米を売払う際に一定の値段が設定され、それぞれが売払う仕来となっていた。この値段は、高槻藩が主導する入札（「御上御入札」）の値段の平均から何分下げた値段と定めていた。高槻藩の主導する入札とは、「入札壺二三」という表現から、米納部（七歩）の「在払」における入札のことを指していると考えられる。すなわち、「銀納為替米直段」は、米納分の入札における売値を基準に設定されていたこととなる。

しかし、近年、この「銀納為替米直段」を無視して、米仲買が各々の値段で買取っており、さらに近郷の村々が「粟生米」の偽米を揃えている（この点は後に詳述する。）ために、難渋していると指摘している。それに対処

するため、従来、売払行われてきた高槻藩が主催する入札に基づく売払値段による売払方法とは別に、売却する石数を決めずに「三歩銀」上納の手当米として、伊丹において直接入札することを求めている^(註37)。この動きは、藩主導の入札による売払先の決定ではなく、村が主体的に売払先を決定していくという点で、高槻藩の「在払」は新たな段階に移ったといえるのではないだろうか。

注目すべきは、願い出ている売払方法がすでに一兩年前から「四歩銀納米」と称して近郷で実施されていることである。その実態の解明は今後の課題であるが、『稲東家日記』に参考となる記事を見出すことができる。『稲東家日記』文化15年(1818年)10月17日条に、「新兵衛外院植田治兵衛殿米引合参る、式番三番値段平均相定石数不定」とあり、池田の米仲買麴屋と粟生村の庄屋も務める外院の植田治兵衛との間で落札米の値段交渉が行われ、二番札と三番札の落札値段の平均と定めているが、落札予定の石数は定めていない。石数を定めずに売払う点において、願い出ている方法に類似していることから、文化年間には、すでに同様の売払方式がとられていた可能性がある。

この請願では、他郷による「粟生米」の偽米の流通に対処するために伊丹において入札することを願い出ている。このような願い出はすでに〔史料4〕以前にも出されていた。文政3年(1820年)10月の請願をもとに、そのような「偽米」への対応について、さらに検討してみたい。

〔史料5〕文政3年(1820年)10月28日「乍恐以書附奉願上候」^(註38)

乍恐以書附奉願上候

一、粟生村内米之義是迄売払直段下直ニ付百姓一統難渋仕、右内米之義御蔵米与者下直之義ハ勿論ニ御座候得共、格別之年ニ下直故、色々与村役人共開合仕候処、伊丹・池田ハ所方商人共々粟生米売付方多故、伊丹・池田ハ直売仕義茂只商人ニ買申候得者下直ニ売付候様申自然与無捩下直ニ売附候様相成、一統歎ヶ敷奉存候ニ付、村方三歩銀納米石数何程与百姓一統相調伊丹ニ而入札為致度、右之通仕候得共、不当商人方粟生村米与名ヲ付忒儀売附候事難相成、(中略)、伊丹問屋ニ而三歩御銀納米与して、売払為致度、尤是迄茂村方之処ハ何レ江売附候共、中札差入百姓方売米吟味仕、送状相渡、売為出故、村方ニ而忒儀穀米ハ無御座候

得共、所々商人方粟生村名目ヲ付売附候処、数多酒屋之義故、酒屋中へ村方之仕来り行届不申候故哉、歎ヶ敷御座候故、何卒此後之処、商人方へ売渡不申、伊丹池田ニ而入札仕荷札商人并酒屋へ売附申度奉存候間、何卒此段御聞届被為成下候様奉願上、(中略)

文政三年

辰十月廿八日

村 徳兵衛

庄屋政五郎

御奉行様

御金方様へ

近年の粟生村では、良作である年(「格別之年」)にも関わらず、内米の売払値段が下値となった要因として、伊丹・池田において、粟生米を各所の仲買人が売払おうとするため、競合が発生し、自然と値段が下がってしまうことをあげている。後述するように、この内米の売払は「三歩一銀納」のためのものである。売払値段の低下が「三歩一銀納」にどのような影響を与えたのであろうか。この点については、当該期における「間銀」の拡大の動きが参考となる。寛政期から文化期を中心として、畿内幕領では、実際の売払値段と幕府公定の三分一値段の差(「間銀」)が拡大することにより、農民の困窮と上納銀の滞納が問題となっていたとされる^(註39)。同様の問題が高槻藩領でも生じていた。すなわち、内米の売払値段が低下して、藩公定の「三歩一銀納」値段との差が拡大してしまうことは、村にとっても懸案事項であったと考えられる。この請願は、こうした背景のもとに出されたものようである。

粟生村では、売払先を吟味した上で売り渡したにも関わらず、各所の米仲買が「粟生米」と称して、「偽米」が数多くの酒造家に売られるため、村の仕来が売渡先の酒造家まで行き届いていないと嘆いている。また、米仲買だけでなく、近郷の村々も「偽米」に関与しており、〔史料4〕に「近郷御地飯米当村方内米与唱へ候而似寄米ヲ似セ米仕過分ニ名目ヲ付候由」とあるように、粟生村近郷の村々では、自村の飯米を粟生米と偽り、「似セ米」(「偽米」)を拵えているのである。

このような動きに対し、今後は、仲買商人を通さず、伊丹・池田において、直接、荷札商人や酒造家(「酒屋」)へ「三歩銀納御米」として、売却することを願い出ている。これ以前には、おそらく「三歩納銀御米」は藩主催の入

札により売払われていたと考えられ、村方で石数を定めた上で伊丹にて直接入札することにより、不当商人が「粟生米」の「偽米」を売付けることを阻止しようとする意図があったと考えられる。ちなみに、〔史料4〕の冒頭に、「当村内米売附之義此比奉願上候通何卒御聞濟被為成下候て」とあるように、この請願は認められたようである。

以上から、粟生米が酒造家からの高い需要に支えられ、高値で落札される形で市場に流通していたこと、その流通には多くの米仲買が参入していたこと、さらに、粟生米の高い需要を悪用する形で、仲買商人や他領の村役人が他領の米を「粟生米」と偽ることにより、高く売払おうとする動きがあったことが判明する。

「偽米」の横行は当該期には広くみられるようになっていた。文化・文政期における酒造米の産地ごとの品質評価を記載する『酒造米手引^(註40)』には、「但偽米多し」と評価を受けている産地がみられる。すなわち、文政年間には、「偽米」の動きが拡大していたと考えられる。偽装の対象となった産地の一つが粟生村であったのである。「偽米」の評価をされている地域として、「安威」・「萱野」が挙げられている。「萱野」において、粟生米と称する「偽米」が行われていたことは、天保3年(1832年)8月の一橋領島下郡川辺組・西組・中組の歎願からも裏付けることができる。この歎願では、嶋下組・萱野組が同所産出の米を「粟生米」と偽ることにより(「島下組萱野組之出生米ハ、先年々粟生米と唱」、川辺組以下の産出米の売払値段に比べ、高値となっていることを訴えている^(註41))。また、「告諭第11号」(明治20年(1887年)~22年(1889年))によれば、島上・嶋下郡各地から灘地方に「粟生・福井米」と称して、輸売するものが多く、灘地方では、両郡への信用が失われるとともに、「粟生・福井ノ良米」ですら、名声を落としているため、合同販売基準準則を制定して、両郡に頒布すると告示している^(註42)。このように粟生村を始めとした上等の酒米産地への偽装の動きは、明治期も引き続き行われていたと考えられる。つまり、近隣に良質な酒米の産地が存在することにより、産地の偽装を行うようになったと推測される。

『池上家文書』には、このような産地の偽装を行っていた「不当商人」について、具体的に明らかにする史料はみられないが、18世紀後半以降、摂津地域において、新

たに米仲買に参入してきた在郷の米仲買が含まれていたと考えられる。高槻藩内にも、文化8年(1811年)「高槻藩触状留帳」(『池』4-24)に、「村々百姓余業と申立、諸商人相増候趣相聞候、前々方御差留被置候処、猥ニ相成候ニ付、此後新規之商人者急度御差留と被成候」とあり、文化年間には、高槻藩領内にも、余業として、在郷において商売を行うものが増加していることがわかる(その中には米仲買を行う者も含まれていたと考えられる)。新規参入する在郷商人が増加するにしたがって、「不当商人」も増加していったと考えられる。近世後期の粟生村における米納分の「在払」においては、買請者として、西面東村の茂兵衛や鮎川村の清兵衛らといった高槻藩領の在郷商人とみられる者が確認できる。在郷商人の台頭は、当該期の畿内において、広くみられるものであり^(註43)、粟生村の「在払」における在郷商人の台頭もその一連の動きの一つとして位置付けることができよう。

粟生村では、このような「不当商人」による介入を回避するために伊丹において直接入札することを願い出たわけである。このような動きは、同時期の島下郡においてもみられる。文化2年(1805年)の上野村の請願によれば、同村では、年貢米の内、四歩を銀納することになっており、在郷の仲買人(「地廻り商人」)に売払っていた。しかしながら、近頃、在郷の仲買人による銀子の取引が滞りがちであり、上納期限に間に合わないため、村で一括して池田や伊丹の酒造家に売渡すことを願い出ている^(註44)。また、清水村でも、文化5年(1808年)における貢租の米納部分がすべて伊丹の酒造家に「直売」されている^(註45)。

以上から、文化・文政期における粟生村の「三歩一銀納」については、公定の「三歩一銀」値段と実際の「三歩一銀納米」の売払値段との差の拡大が懸案事項であり、売値低下の一要因として、「偽米」の横行があった。それに対処するために、粟生村では、これまでの米仲買を通して酒造地へ売払う方式から新たに酒造地において直接入札にかける方式への転換を図ろうとする動きが芽生えていることが明らかとなった。ただし、この動きは「三歩一銀納米」の売却においてみられるものであることは注意したい(米納部(七歩)については、管見の限りでは、同様の動きはみられない)。

5. 「御蔵過米」の売却

年貢米の売払いと同様に、「在払」によって売却されたものとして、各株の蔵における「過米」があげられる。「過米」とは、各株の蔵に収納できなくなった余剰米のことを指していると考えられる^(註46)。

天保期から慶応期にかけて残存する「御年貢物成帳」の見返しには、「三步一銀」の相場とともに、「過米」の相場が記載されていることが多い(【表4】参照)。このことから「過米」相場は毎年、公定されたものと考えられる^(註47)。この相場をもとに「過米」が売却され、銀納されていたようである。安政6年(1859年)10月「御納所 御出紙津出し覚」(『池』2-540)によれば、各株より8斗から5石程の「過米」が売却され、12月初旬に銀納されている。

それでは、「過米」の売却はどのような手続きで実施されていたのであろうか。米納部(七歩)と同様に、伊丹・池田の酒造家に売却されていた(「在払」と考えられる。例えば、粟生村の「御蔵過米」10石に対する池田の酒造家大和屋庄左衛門による出切手形が確認できる^(註48)。庄屋が売却先から代銀を受け取り、各株へ送られ、それぞれ上納したと考えられる^(註49)。

幕末期には、売払方法に変化がみられる。年未詳12月7日「〔書状〕(過米売払につき)」(『池』2-830)には、「以手紙申遣候此間より申入候過米売捌之儀、年分致候、勝手二売捌」とあり、高槻藩の役人と思われる杉浦嘉一から粟生村庄屋・年寄に対して、「御蔵過米」の売払については、勝手次第とすることを認めている。杉浦嘉一は

文久元年には、「御代官」として確認できるため^(註50)、この史料は幕末期のものと考えられる。つまり、幕末期には、「過米」の売却方法は村側の勝手次第とすることになっている。

勝手次第の売払が解禁されている背景を窺うことのできる史料は確認できない。しかし、慶応期に「過米」相場が急騰していること(【表4】参照)と関連しているものと考えられるが、この点については今後の課題としたい。

おわりに

以上の検討から、以下の4点が明らかとなった。

- ①粟生村における「在払」では、天保期を境として、池田から新たに灘へと主要な落札先が移った(伊丹については変化なし)。
- ②粟生村における「在払」は、米納分(七歩)のみならず、銀納分(三分一銀納米)や御蔵過米の売払においても適用された。
- ③文化年間には、村が津出しから代銀上納までを取り扱うという「在払」制度の特性を生かし、入札以前においてより高値で売払おうとする動きが芽生えてきた。
- ④年貢米の売払価格の低下の一因となる文化・文政期における「偽米」の横行への対策として、米仲買を通して酒造地へ売払う方式から新たに酒造地において直接入札にかかる方式への転換を図ろうとする動きが芽生えてきた。

【註】

- 1) 日本随筆大成編集部編『日本随筆大成(第1期14)』(吉川弘文館、1993年)。
- 2) 未(天明7年〔1836〕)10月11日「乍恐書附ヲ以御断申上候」(伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史 第4巻 史料編1』(伊丹市、1968年))。
- 3) 八木哲浩『近世の商品流通』(塙書房、1962年)、福山昭「近世酒造業と在払」(『ヒストリア』77、1977年)など。
- 4) 石川道子「近世江戸積み酒造業と原料米の流通—伊丹酒造業と高槻藩の郷払い米—」(石川道子追悼事業実行委員会『石川道子著作集 近世西摂津の都市と農村』神戸新聞総合出版センター、2016年。初出は2012年)。
- 5) 西本幸嗣「津之江村における年貢米の津出しについて」(『しろあとだより』13、2016年)。このほか、猪飼隆明氏は、幕末期には、上層農民の藩権力機構への編入が進行している幕末期において、五ヶ庄組における「在払」の増加は、上層農民による米納分の増加要求の現れであると指摘された(猪飼隆明「維新时期における農民の闘争—自由民権運動の前史として—」(『日本史研究』134、1973年))。

- 6) 石川道子「『池上家文書目録』 解題」(『池上家文書目録 近世・近代 (下)』 茨木市教育委員会、1995年)。以下、『池上家文書』については、『池上家文書目録 近世・近代 (上)』・『池上家文書目録 近世・近代 (下)』の分類番号により、『池』(2-1383)のように表記する。
- 7) 「在払」制度については、畿内(特に、摂津・和泉・河内)における事例の検討が蓄積されてきた(美馬佑造『近世畿内在払制度の研究』(松籟社、2006年)。本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』(大阪大学出版会、1994年)など)。なお、近年では、関東における事例が検討されている(高橋伸拓「近世後期における「在払」米の展開と酒造業: 東上総を中心に」(『関東近世史研究』83、2019年))。
- 8) 『角川日本地名大辞典 27 大阪府』(角川書店、1983年)、『大阪府の地名 I 日本歴史地名大系 28』(平凡社、1986年)。
- 9) 天保8年(1837年)「三島定基郡秘録」(『三嶋家文書』)(『高槻市史 第4巻(2)』)に、「一、五箇・上郷七歩三歩之事」とある。
- 10) 中部よし子「封建都市酒造業の展開」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町 畿内先進地域の史的 연구』1960年)。伊丹の酒造家紙屋(八尾)八左衛門の日記である『八尾八左衛門日記』享保18年(1733年)9月28日条には、「高槻へ鹿利(筆者註: 鹿嶋屋利兵衛)被参、四十四匁三分厘(ママ)ニ米買」とあり、伊丹の米仲買商が高槻米を購入していることが確認できる。『八尾八左衛門日記』は、原田伴彦他編『日本都市生活史料集成 10』(学習研究社、1978年)による。
- 11) 享保17年(1732年)正月「五ヶ庄津出シ道石橋助力帳」(『池』5-608)。なお、年未詳7月10日「〔書状〕(津出し道修復につき)」(『池』6-1255)には、「(傍註: 伊丹行道筋の)中村と申す所方津出し道の橋落候ニ付」とあるように伊丹方面へ津出しされる津出し道が存在し、「中村」という場所を通過していたことがわかる(『池』6-1255)。
- 12) 明治4年(1871年)10月「御出し紙津出し日記帳」(『池』2-545)。
- 13) 以下、『稲東家日記』は、池田市史編纂委員会編『池田市史 史料編4』(池田市役所、1973年)および同『池田市史 史料編5』(同、1973年)による。
- 14) 中川すがね「農業と農産物の加工・流通」『新修茨木市史 第二編(通史Ⅱ)』(茨木市史編さん委員会、2016年)。
- 15) 『稲東家日記』他年の条や『池上家文書』にみえる入札日時も文化13年条に見える入札日時とほぼ同時期である。
- 16) 年月日未詳「〔書付〕(高槻払い米壺番札落札価格)」(『池』2-1374)には、「アラ(粟生村)」の落札価格と粟生村の所属である「五ヶ(五個庄)」の落札価格が別記されている。
- 17) 年未詳9月24日「〔書状〕(米入札日時通知につき)」(『池』2-1369)。
- 18) 年未詳10月20日「〔書状〕(内米売払の儀につき)」(『池』6-1083)。
- 19) 前掲註(18)。
- 20) 年未詳10月15日「辰納米之事」(『池』2-750)など。
- 21) 猪飼氏は、「納所」について、村請制度発展の延長線上にあるものとして、藩の経済制度・機構の枠内にあるが、権力的性格を示すものではないとされ、「在払」行為を通じて、中間搾取の可能な地位であったと指摘されている(前掲註(6)論文)。
- 22) 天保15年(1844年)10月「御米津出勘定帳」(『池』2-495)。
- 23) 文政3年(1820年)9月「御米渡方勘定帳」(『池』2-473)によれば、文政3年(1820年)には、池田大和屋庄左衛門角出店へ売払われた30石は、岩坂株から38俵、間谷株から29俵、外院株から8俵がそれぞれ出されている。
- 24) 文化14年(1817年)10月「代銀相済米請取之通」(『池』2-972)など。
- 25) 『稲東家日記』天保12年(1841年)附録によれば、天保12年の高槻藩の初札では、粟生米が136匁5分の高値(加賀米の相場が61匁程)で落札されている。高値になった要因として、高槻極上米を使用した別製の酒を製造し、伊丹極上酒と同様に江戸で販売するためとしている。
- 26) 伏見については「若狭屋茂兵衛」の名が確認できる(午10月27日「覚(伏見若狭屋茂兵衛渡り米十石他請取につき)」)

- (『池』 2-859))。富田については、「こざ屋」の名が確認できる(年未詳10月晦日「卯納米之事」(『池』 2-736))。
- 27) 前掲註(4) 石川道子論文。
 - 28) 池田市史編纂委員会『新修池田市史 第2巻 近世編』(池田市、1999年)。
 - 29) 年未詳3月7日「〔書状〕(栄久寺頼母子掛銀滞納者の儀につき)」(『池』 5-474)。
 - 30) なお、「在払」の落札者の中に「居村」や「居村政五郎」と見える(年未詳10月19日「丑納米之事」(『池』 2-713))。村役人が買い取るにより買取価格と売払価格との差を利用して、中間利潤の獲得していた事例が指摘されている(前掲註(7) 美馬著書所収「市場構造論(商品貨幣経済論)」、初出は1972年)。庄屋池上政五郎の「在払」米の買取をどう評価するのは今後の課題としたい。
 - 31) 年未詳10月27日「〔書状〕(出米催促につき)」(『池』 2-1325) など。
 - 32) 年月日未詳「〔書状〕(不足米につき)」(『池』 6-816)。
 - 33) 文政6年(1823年)10月「御米津出し割方帳」(『免山篤家文書』1275)。
 - 34) 年未詳12月11日「〔書状〕(三步代銀納入につき)」(『池』 6-624)。
 - 35) 卯12月21日「覚(三步銀送りにつき)」(『池』 5-2686) など。
 - 36) 亥12月26日「〔書状〕(米代銀振手形受取りにつき)」(『池』 6-2214)。
 - 37) なお、「村方三步銀納米石数何程与百姓」までは、年月日未詳「乍恐以書附奉願上候」(『池』 5-84)、「一流相調伊丹ニ而入札為致度」以下は、文政3年(1820年)11月3日「乍恐以書附奉願上候」(『池』 5-83)である。本来は、後者は前者に続くものであったが、帳外れにより欠落したものと考えられる。
 - 38) 森杉夫「間銀をめぐる農民の動向」(『近世徴租法と農民生活』 柏書房、1993年。初出は1960年)。
 - 39) 粟生村が「偽米」の存在を意識していることは、津出しが完了した後、粟生村から買請先へ送付された「送状」(天保11年(1840年)10月28日「子ノ内米津出並諸色勘定」(『池』 2-478))にみえる「尤粟生村内米ニ相違無御座候」という文言からも窺うことができよう。
 - 40) 『酒造米手引』の翻刻は、鎌谷親善「〔酒造米手引〕の解説と翻刻」(『酒史研究』20、2004年)によった。
 - 41) 天保3年(1832年)8月「乍恐書附を以歎願奉申上候」(『滝井義男文書』〔『豊中市史 史料編三』 豊中市、1962年])。
 - 42) 『御布告綴』〔味府神社蔵〕所収(服部敬他編『摂津市史 史料編四』(摂津市役所、1984年))。
 - 43) 八木哲浩氏は、尼崎藩における郷払いにおける在郷米商人の台頭を明らかにされ(前掲註(3) 八木著書)、竹安繁治氏も旗本石丸氏の河内国の知行所で行われた在払における在郷商人の台頭を明らかにされた(竹安繁治『近世畿内農業の構造』(御茶の水書房、1969年))。また、美馬佑造氏は、河内国交野郡の小田原藩支配下で行われた在払における在郷米商人の台頭を明らかにされた(前掲註(30) 美馬論文)。
 - 44) 文化2年(1805年)閏8月「乍恐奉願口上書」(『旧上野村文書』410)。
 - 45) 茨木市史編纂委員会編『茨木市史』(茨木市役所、1969年)。
 - 46) 年未詳11月17日「〔書状〕(御蔵過米の宿久庄蔵への収納につき)」(『池』 6-1901)によれば、岩坂株の徳兵衛が「過米」を宿久庄蔵へ収納することを願い出ている。
 - 47) 各株から庄屋池上家のもとに、「過米」相場の伝達の願い出があったようである。(酉12月16日「〔書状〕(過米相場につき)」(『池』 6-2347)) など。
 - 48) 子12月12日「〔覚書〕(御蔵過米請取につき)」(『池』 2-1072)。
 - 49) 子12月9日「〔書状〕(御蔵過米売代銀受取りにつき)」(『池』 5-3106)では、外院株の植田治兵衛へ庄屋池上政五郎が「御蔵過米代」銀500目を送付している。
 - 50) 文久元年(1861年)12月「殿様御染筆諸色日記」(『池』 5-52)。